

令和元年度

第3回草津市認知症施策推進会議 議事概要

令和元年12月17日

草津市長寿いきがい課

第3回 草津市認知症施策推進会議 会議録

◎日時 令和元年12月17日(火) 午後2時30分

◎場所 草津市役所 8階大会議室

◎出席委員

委員	金森 雅夫委員	委員	高松 智画委員
委員	宮川 正治委員	委員	中野 悦次委員
委員	上野 京委員	委員	服部 静香委員
委員	松浦 さゆり委員	委員	内田 孝子委員
委員	新村 真喜子委員	委員	市川 勇二委員
委員	扇田 宗親委員	委員	中村 陽子委員
委員	大久保 義一委員	委員	原田 節子委員
委員	浅井 優子委員	委員	山口 芳栄委員
委員	橋田 高子委員	委員	佐々木 克明委員

◎欠席委員

委員	中野 悦次委員
委員	植野 裕司委員

◎事務局職員

健康福祉部	川崎 部長
	増田 副部長
地域保健課	松本 課長
	江南 課長補佐
	磯部 保健師
介護保険課	山本 課長
	小寺 課長補佐
	木村 副係長
長寿いきがい課	松永 課長
	岡村 係長
	島川 専門員
	倉野 保健師
	谷 保健師
	中西 主査

◎議題

1. 開会

2. 議事

(1) (仮称)草津市認知症があっても安心なまちづくり条例制定の検討について(資料1・2・2-1)

3. 次回開催日程について

4. 閉会

## 1. 開会 午後2時30分

---

<事務局より開会の挨拶・委員20名中、18名の出席をいただき、事務局より開会を宣言・健康福祉部部長より挨拶>

## 2. 議事

---

<草津市附属機関運営規則第5条第2項の規定により、委員長が進行>

### ○事務局

<資料確認および資料1、2、2-1に基づき説明>

### ○委員

民生委員について規定されていないが、どのように考えているのか。

### ○事務局

文言としては規定していないが、地域の中で民生委員の方の御活躍は非常に頼もしく、日頃の見守りや顔なじみの関係構築について役割を担っていただきたいと考えている。

### ○委員

関係機関の役割の考え方について、誰が誰に対して何をするのか分かりにくい。

### ○事務局

関係機関の役割について、それぞれの専門職が一丸となって認知症のケアの向上に努め、体制を構築していただくという期待を込めてこのように規定している。

### ○委員

関係機関の定義について、医療機関について規定されているが、介護の機関からは、どのようなアプローチを期待されているのか。

### ○事務局

介護の機関の方々からは、日々の生活の中でケアを提供していただき、よい環境で安定した状態が継続できるように医療と介護の両輪でケアの向上に努めていただきたいと考えている。

### ○委員

また、医療・介護の専門知識を要する組織としてという説明は、専門知識を有する組織ではないかと思ったが、いかがか。

### ○事務局

元々、専門知識を持っているという意味で考えている。

○委員長

御指摘について、少し修正できるものがあれば御検討いただきたい。

○委員

最近は、徘徊という言葉は使わなくなってきたような気がする。認知症の人は徘徊しているのではなく、例えば、散歩や買い物に行って、帰ろうと思ったら道がわからなくなったり、帰れなくなったということかと思う。つまり、全ての人徘徊しているわけではないので、徘徊という表現について検討をしていただきたい。認知症があっても安心して暮らせるまちづくりについて考えている中で、この表現について考える必要があると思う。

○事務局

徘徊という言葉は使わないようになってきていることは承知している。様々な表現があるということも把握しているので、事務局でどの表現が適切かということについて検討したい。

○委員

認知症の人と家族の会では、ひとり歩きと言ったりしている。

○委員

認知症の人およびその家族への支援について、認知症の人の判断能力に配慮した成年後見等の権利擁護の取組を推進するものとするという規定がある。現在、認知症の人は全国で約500万人いるとされており、団塊の世代の人が75歳になる2025年には約700万人になると言われている。草津市においても、6～7千人の認知症の方がいると言われている。その中で、認知症の人の権利擁護として成年後見制度があるが、老人福祉法の改正において、市町村は市民後見人の育成を図る努力をするということが定められている。そこで、草津市では、どのようにお考えか。

○事務局

市民後見人の育成について、現在、そこまで至っていない。湖南地域の4市では、特定非営利活動法人成年後見センターもだまに相談業務等の委託をしており、各市と協議しながら、今後、後見人の育成に取り組んでいかなければならないと考えている。

○委員

今、事務局から説明があったように、市民後見人の育成についてはまだ進んでいない。ただし、隣市である大津市については、特定非営利活動法人あさがおとい

う権利擁護サポートと後見人活動をしているセンターがあり、数年前から市民後見人の育成を始めている。ただし、実際に何人が市民後見人になっているのかは把握していないが、少ないと聞いている。成年後見制度は権利擁護の一つの役割であるが、もっと広い意味で認知症の方のケアの中で、認知症の人の意思決定支援などでどのように役割を発揮してもらうかが大切ではないかと思う。

○委員長

成年後見制度について、誰がその役割を担うべきかという議論があり、定まらないところもある中で、市民後見人についても議論が必要だと思う。今後、市の施策の中で議論しながら、方向性を決めていければと思う。

○委員

啓発の推進および人材育成について、市民、地域の人々向けの啓発活動が大切で、活発にしていく必要があると思う。それと同時に、身の周りのお世話などを担う介護人材については、認知症に限らず人材不足が言われている。そのようなことを踏まえて、医療、介護従事者の認知症対応力向上の促進を図るものとするということについて、現に働いておられる方の知識や技術の向上に加えて、介護人材を確保するための努力も必要だと思う。そのことを市がどのようにバックアップするかについてももう少し規定できると良いのではないかと思う。

○事務局

介護人材確保について、市町村と都道府県、国で役割分担がされている。国の役割としては、制度設計を行うことで介護職員が働きやすい環境をつくっていくことである。都道府県の役割としては、事業所と人材のマッチングである。市町村の役割としては、一般の方に介護の職員になることに興味を持っていただき、あるいは、研修を受けてヘルパーのような業務を担っていただき、裾野を広げていくという役割分担のもと、介護人材確保に努めている。このことについて、介護保険事業計画等の中で、今後検討していきたいと思う。

○委員長

定義のところ、認知症の予防は、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにすることをいうという文言があるが、これは国の認知症施策推進大綱の基本的な考え方に合わせているということだが、現在の認知症予防の実情に照らし合わせて、妥当なものか。

○委員

認知症の軽度の段階は、予防が認知症の進行を緩やかにすることに効果があり得

るとされている。認知症の因子について分かってきていることがあり、例えば、脳の炎症という考え方がほぼ確定した。そういうことが分かれば、ある程度、兆候が出てくるので、初期の段階で対応できる可能性が出てきた。また、中期の段階で一番大事なのが、パーソン・センタード・ケアという、心を持って患者さんに対応すること。さらに、いわゆる認知の刺激という面から、運動や学習を一生懸命みんなでサポートする体制をこれからの社会として構築する必要がある。

#### ○委員長

認知症のごく早い段階で、診断につなげたり、あるいは、認知症の発症そのものの抑止につながるような治験は見つかりつつあるが、市の施策に落とし込んでできるところまではきてないということと理解した。やはり、予防とは、認知症にならないという意味ではなくて、コミュニティの力などで認知症になるのを遅らせたり、進行を緩やかにするというような意味で良いのかなと思う。

#### ○委員

市民の方がコミュニティの中でちょっと気になるなと思う人がいた時に、どこにつないだら良いのか分からないことがあると思う。その場合に、どのようにしたら良いのかを文言に規定して、市民の人がどうしたら良いのかを示すものが規定できれば良いと思う。

#### ○事務局

今回新たに追加した項目だが、関係機関の役割の（３）に認知症の人やその家族に対する相談体制を整えるように努めるものとするという内容を追加した。さらに、その考え方について、何か困ったことがあったときに、認知症なんでも相談所や地域包括支援センターのような身近な存在を頼って御相談いただければと考えていることを規定している。さらに、認知症の予防等の（３）に認知症の早期発見、その後の適切な支援の実施に向けて、相談・連携体制づくりに取り組むものとするとして規定しており、市としての今後の方向性というのも規定している。

#### ○委員

認知症キャラバン・メイトとしてサポーター養成講座に携わっている中で、70代後半から80代の方に対しても、養成講座をする場面があったが、一番大切なこととして、一番最初に認知症状に気付くのは、本人自身であるということだった。そして、その本人自身が認知症という病気をいかに受容して、家族と友人、知人とともに歩いていくかというところが大切だと申し上げてきた。啓発の一つ

にもなるが、自分自身が気付いた時に、誰かに相談できたり、蔑視されずに認知症と向き合っていくという文言があると良いと思う。認知症は何も恥ずかしいことではないということ、認知症は蔑視される病気ではないということを規定してほしい。

○事務局

市民の役割の中で、認知症はだれもがなりうるものであること、蔑視するものではないという思いを込めているつもりだが、表現について検討する。

○委員長

認知症の予防の定義について、国が当初、大綱を発表したときに、認知症の当事者の人から、予防という言葉に関して、批判的なニュアンスのコメントがあった。やはり当事者のことを第一に考えた表現にするということがすごく大事だと思うので、また御検討いただきたい。

また、事業者の役割について、事業者は、認知症の人およびその家族が働きやすい環境で就労が継続できるよう努めるとともに、認知症の人の特性に応じた配慮の下で、社会参加・活躍できる機会の創出に努めるものとするとして規定されており、これはとても先進的で、かつ、大切なことだと思う。このことを市の施策の中でどのように実施していくのかという構想はあるのか。

○事務局

具体的にはまだない。滋賀県の施策として、認知症の方ができる役割と事業者とのマッチングについて、今年度から取り組まれていると聞いているので、そういったところとタイアップしながら、市として担っていくべきことを考えながら、次期の認知症施策アクション・プランの中でも考えていきたいと考えている。

○委員長

本日の会議で皆様からいただいた御意見をもとに、提案書を完成させていく。本日、御議論いただいた中身を事務局で条例に規定すべき事項に反映していただき、修正後の提案書については、私が確認したうえで、最終の提案書ということにさせていただきます。（委員の了解により、承諾）

それでは、確認したものを提案書として、12月24日に市長に答申する。

### 3. その他

---

< 次回の会議について、日程の御案内（令和2年3月24日（火曜）14時30分から16時に開催予定） >



○事務局

本日いただいた御意見について、もう一度見直す。提案書について、12月24日の2時から宮川委員長と中野副委員長から市長に答申をいただく。その後、1月中旬あるいは下旬頃から1か月間、市民へのパブリックコメントの実施を予定している。その御意見と合わせて、最終的に条例案と考えている。それでは、本日の会議を終了とする。ありがとうございました。

午後4時00分 閉会